第48号

_{茂原市}農業委員会だより



発行 茂原市農業委員会 / 編集 農業委員会事務局 電話0475-20-1530



市長へ意見書を提出(写真左から 鬼島会長、田中市長、石井前会長、風戸推進委員長)

新役員紹介

令和5年1月31日に開催された 農業委員会第2回総会にて役員変更 がありましたでの紹介します。

鬼島 一郎 長 秋葉 仁喜 会長職務代理者 八角 德政 第一小委員長 光橋 正人 第二小委員長 浦島 京子 第一副小委員長 杉浦 文子 第二副小委員長 農地利用最適化 風戸 茂樹 推進委員長 農地利用最適化

推進副委員長

古山 光雄

今和5年度茂原市の農業振興及び農地等の 利用の最適化推進施策等に関する意見書

農業委員会では、令和5年度予算編成にあたり、昨年9月に 次の項目について、市長へ意見書を提出いたしました。

(意見書の項目)

- 第1 強い農業を推進するための経営基盤対策の強化について
 - 1 基盤整備の推進
 - 遊休農地対策の推進
 - 地域計画の策定及び農地中間管理事業の活性化
 - 担い手の育成対策等
 - 新規就農の促進
 - 6 その他

第2 農業委員会の体制整備について

会長就任のあいさつ



農業委員会 会長 鬼島 一郎

農業者の皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 この度、令和5年1月31日に開催されました第2回総会において、農業委員会会 長を拝命いたしました。大変光栄に存じますとともに、その職責の重大さを痛感し、 身の引き締まる思いでございます。

さて、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化、担い手不足、遊休農地の増加、 米価の下落、生産資材等の高騰など、様々な要因により依然として厳しい状況が続いております。 茂原市農業委員会としては、これら山積する課題に対し、農業委員と 農地利用最適化推進委員が一致協力し、本市の農業が魅力ある産業として、将来に 向け継続的かつ安定的に経営されるよう取り組んで参ります。

農業者の皆さまにおかれましては、これまでと同様に、ご指導並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

『地域計画』を策定して地域のみんなで地域農業について考えてみませんか

「地域計画」とは?

10年後の地域農業を守っていくため、地域の皆さんの話し合いにより、地域の現状を把握して作る「地域のための計画」です。

茂原市の現状 (参考: 2015 農林業センサス、2020 農林業センサス)

2015 年から 2020 年の 5 年間で総農家数は **272 戸減少。年間約 54 戸の農家が離農**していることとなります。また、平均年齢は **71.1 歳**で **65 歳以上の割合は約 81.7%**となっており高齢化が進んでいます。

☆はじめの一歩は地域みんなの話し合い☆

みんなで地域の農地・農業を守っていきましょう。

地域計画の内容説明や、地域での話し合いの手伝い等のご相談ご要望がありましたら 農政課(Tel20-1526)または農業委員会事務局までお気軽にご相談ください。

~農業者年金に加入しませんか~

老後をサポートする農業者年金に加入することをおすすめします。 **~加入資格~**

- ①年間60日以上農業に従事している
- ②国民年金の第1号被保険者
- ③年齢が20歳以上60歳未満

保険料は月額2万円から6万7千円の間で自由に選択することができます。

支払った保険料は「社会保険料控除」の対象になります。 詳細は農業委員会事務局にお問い合わせください。

◇全国農業新聞◇

全国農業新聞は、農業総合専門誌です。農家の「経営とくらしに役立つ」 情報をお届けします。

発行所:全国農業会議所

発行日:毎週金曜日

購読料:月額700円

申込先:農業委員会事務局

農業委員会への手続き等について

農地の貸借について

手続きをしないで貸し借りをしている場合はヤミ耕作となります。また、20年以上にわたりこのような貸し借りが行われていた場合、民法163条(所有権以外の財産権の取得時効)により、借人が賃借権を取得することがありますので、トラブルにならないように適正な手続きを行いましょう。

農地の権利移動及び転用について

農地を売買する場合や、農地を農地以外の用途に利用する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。**農地法許可申請の締め切りは、毎月25日まで(土日祝日は除く)**となります。

農地の埋立てについて

土砂等で埋立てを行い、野菜等の作付けをする場合で、以下の条件に全て該当するものは、**事業実施1か月前まで**に「軽微な農地改良の届出」が必要になります。なお土砂等は、山砂や搬出元が明らかな畑土等とし、建設残土や再生土の使用はできません。

- 1 平均盛土厚さが1.0m未満であること。
- 2 水路の構造を変更しない等、他法令の許認可等を要しないこと。
- 3 事業に要する期間が3か月を超えないこと。 上記以外の埋立て(建設残土の使用等)には、**農地転用の許可を受ける必要があります。** ※埋立てについては環境保全課(IEL20-1504)に手続きが必要になる場合があります。

農地の権利取得について

相続(遺産分割・包括遺贈を含む)、法人の合併・分割、 時効等で農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の 3の規定による届出が必要になります。



詳細は農地がある市 町村農業委員会にお 問い合わせください

農地の適正な管理をお願いします

現在、市内の農地面積のおよそ1割が遊休農 地になっています。

雑草が繁茂していると、近隣住民に迷惑をかけてしまうほか、周辺農地の作物にも影響をおよほします。また、一度荒れてしまうと復元するのが大変になります。

美しい地域の景観を未来に残していくために も、草刈りや耕運作業を定期的に行う等、農地 の適正な管理をお願いします。



農業委員・農地利用最適化推進委員による現地調査の様子

●農地の利用状況調査・利用意向調査にご協力ください

農業委員会では遊休農地の実態把握及び発生防止・解消を目的とし6~9月の間に農地の利用状況調査を実施しております。調査後、遊休農地の所有者に対して、毎年、農地の利用意向調査を実施しますのでご協力をお願いします。



農地賃貸借情報

農地法第52条に基づき農業委員会が農地の賃貸借料の動向の収集、提供を行います。

【令和4年分】

(金額は10a当たり)

農地区分		使用貸借権			
辰地区刀	平均額	最 高 額	最 低 額	データ数	
Ш	8,800円	21,600円	1,000円	428筆	6 1 筆
畑	8,100円	20,000円	1,000円	46筆	15筆

- ※1 データ数は、集計に用いた件数です。(令和4年1月~12月)
- ※2 金額は、算出結果を四捨五入し、100円単位にしています。
- ※3 地域性を考慮し、必ずしもこの賃貸借料の限りではありません。



令和5年度標準農作業労賃並びに標準機械農作業料金表



1 雇用労賃

区 分		労 賃	備考
田作	Ě	8,800円	①1日当たりの賃金(但し実労8時間)
畑作	美	8,500円	②賄回数は2回

2 機械による農作業料金

区	分	農作業料金	備考	
	耕起	6,500円	10a当たり	
トラクター	代かき	6,700円	10a当たり、ドライブハロー使用の場合 ロータリーを使用の場合は、耕起料金に準ずる	
	畦ぬり	3,800円	100m当たり	
田 析	直 機	8,300円	10a当たり・苗費を含まない 側条施肥は別途協議	
コンノ	· イン	18,300円	10a当たり 刈り取り・脱穀	
乾燥	調製	3,000円	60kg当たり 生籾の乾燥・籾摺り	
育	苗	850円	1 箱当たりの硬化苗(運搬費を含まない)	

- ※1 乾燥調製、育苗を除く農作業は、オペレーター1人付料金
- ※2 機械による農作業料金は土地改良事業施行済の圃場(30a区画を想定)として設定。
- ※3 地域性を考慮し、必ずしもこの料金表の限りではありません。